

## 新発田市ファミリー・サポート・センター会則

(趣旨)

第1条 この会則は、新発田市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（平成14年告示第146号。以下「要綱」という。）に基づき、本会会員が行う諸手続き及び遵守事項等について定めるものとする。

(名称)

第2条 本会は、新発田市ファミリー・サポート・センター(以下「センター」という。)という。

(センターの目的)

第3条 センターは、地域において育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者を組織化し、会員同士が育児に関する相互援助活動を行うことにより、市民が仕事と育児を両立し、安心して働くことのできる環境づくりを推進するとともに、地域の子育て支援を行うことを目的とする。

(センターの業務)

第4条 センターは、次の業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録、その他の会員組織業務
- (2) 相互援助活動の調整等
- (3) 会員に対して相互援助に必要な知識を付与するために行う講習会の開催
- (4) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催
- (5) 関係機関との連絡調整
- (6) センターの広報に関する業務

2 センターにアドバイザーを置き、前項の業務を行うものとする。

(会員)

第5条 会員は、センターの趣旨を理解し、育児の援助を行いたい者又は育児の援助を受けたい者であって、センターの承認を得た者とする。

- 2 育児の援助を行いたい会員（以下「提供会員」という。）は、心身ともに健康で、センターが開催する講習会を受講できる者とする。
- 3 育児の援助を受けたい会員（以下「依頼会員」という。）は、市内に在住し0歳からおおむね18歳までの子ども（以下「対象児童」という。）の保護者又は産前産後（母子健康手帳交付から出産後おおむね8週）における家事又は育児援助を必要とする者とする。
- 4 提供会員と依頼会員は、これを兼ねること（以下「両方会員」という。）ができる。
- 5 会員は、相互に援助活動を行う。
- 6 会員は、相互援助活動により知り得た他人の家庭の事情等については、プライバシーを侵害したり、秘密を漏らしてはならない。退会後も同様とする。
- 7 会員は、その地位を利用して物品のあっせん、販売及び宗教活動、政治活動等を行ってはならない。
- 8 提供会員は、対象児童の健康管理及び生活管理に十分配慮するとともに、事故の発生予防に努めるものとする。

9 依頼会員は、提供会員に対し、援助の内容以外の援助を要求してはならない。

(入会)

第6条 提供会員として入会しようとする者は、入会申込書(別記第1号様式)をセンターに提出し、センターの承認を受けなければならない。

2 依頼会員として入会しようとする者は、入会申込書(別記第1号様式の2)をセンターに提出し、センターの承認を受けなければならない。

3 提供会員は、入会に際して、センターの実施する講習を受講しなければならない。

4 センターは、承認を受けた会員に対し、会員証(別記第2号様式)を発行する。

(加入保険及び対応)

第7条 会員は、相互援助活動中に生じる事故等に備えるため、ファミリー・サポート・センター補償保険に加入するものとする。

2 前項の保険に加入する費用はセンターが負担する。

3 会員は、補償保険の適用外の事故による損害については、会員間において解決しなければならない。

4 提供会員は、事故が発生したときは、直ちに依頼会員及びセンターに報告しなければならない。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、退会届(別記第6号様式)をセンターに届け出なければならない。

2 会員は、退会に際して、第6条により発行された会員証を返還するものとする。

(相互援助活動の内容)

第9条 会員が相互援助活動として行う援助は、次のものとする。

(1) 保育施設の保育開始時まで子どもを預かること。

(2) 保育施設の保育終了後子どもを預かること。

(3) 保育施設までの送迎を行うこと。

(4) 学童保育終了後、子どもを預かること。

(5) 学校の放課後、子どもを預かること。

(6) 子どもが軽度の病気の場合等臨時的、突発的に終日子どもを預かること。

(7) 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かること。

(8) 買い物等外出の際、子どもを預かること。

(9) その他会員の育児に関して必要な援助。

2 子どもを預かる場合は、原則として提供会員の家庭において行うものとする。ただし、産前産後の援助活動の場合や当事者間で合意がある場合はこの限りでない。

3 子どもの宿泊を伴う援助活動は行わないこととする。

4 病児・病後児の預かり、投薬は行わない事とする。

5 年末年始(12月29日から1月3日まで)は、センターも長期休業の為、援助活動は行わないものとする。

(相互援助活動の実施方法)

第10条 依頼会員で援助を受けたい場合には、アドバイザーに援助の申込みをしなければ

ならない。

- 2 依頼会員から援助の申込みを受けたアドバイザーは、援助の内容、日時等を詳細に確認の上、申込み内容にふさわしいと認められる提供会員に連絡する。
- 3 提供会員は、援助実施後、活動報告書を記入し、依頼会員の確認を受けなければならない。
- 4 提供会員は、前項の活動報告書を1か月に1回アドバイザーに提出し、報告するものとする。

(報酬)

第11条 依頼会員は、別表第1に定めるところにより相互援助活動に係る報酬及び実費を相互援助活動終了後に提供会員に支払うものとする。

(援助活動の取消し)

第12条 依頼会員は、提供会員へ依頼後に、援助活動の依頼を取り消しするときは、提供会員とセンターへ当該援助活動の取消しを報告しなければならない。

- 2 依頼会員は、当該援助活動を取り消した場合は、別表第2に定める取消料を提供会員に速やかに支払うものとする。

附則

この会則は、平成15年1月1日から施行する。

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

この会則は、令和4年4月1日から施行する。

## 別表第1（第11条関係）

### 新発田市ファミリー・サポート・センター報酬等に関する基準

#### （報酬額）

- 1 依頼会員が提供会員に支払う報酬額の基準は曜日にかかわらず子ども1人あたり次のとおりとする。

活動時間	標準時間	延長時間
	午前7時から 午後7時まで	午前7時以前または 午後7時以降
1時間あたり	700円	900円

#### 備考

- 1 相互援助活動の時間が1時間未満の場合は、1時間の報酬額とする。
- 2 相互援助活動の時間が1時間を超えた場合の超過時間に係る報酬額は次のとおりとする。
  - ・0～15分未満 0円
  - ・15分～45分未満 1時間の報酬額の半額
  - ・45分～60分未満 1時間の報酬額
- 3 依頼会員が、複数の子ども（兄弟姉妹に限る。）を同時に預ける場合は、2人目以降は半額とする。

#### （交通費）

- 1 提供会員が相互援助活動にあたり自家用車を利用するときは、事前に依頼会員の了解を得るとともに、要した燃料代の実費相当分として、走行距離が5km未満の場合は100円とし、走行距離が5kmを超える場合は走行距離（1kmの端数がある場合は、これを四捨五入した距離）に20円を乗じて得た額を支払う。
- 2 移動に要した走行距離の計算は、提供会員の自宅を起点及び終点とする。
- 3 燃料代の支払いにあたり、10円未満の端数は切り捨てる。
- 4 提供会員が相互援助活動にあたり公共交通機関を利用するときは、事前に依頼会員の了解を得るとともに、依頼会員は提供会員に対し、必要となった実費を支払う。

#### （食事代等）

- 1 原則として食事（ミルク含む）、おやつ及びおむつ代等必要な消耗品費等は依頼会員が用意する。ただし、依頼会員がやむを得ず食事等を用意することができない場合は、依頼会員が提供会員に食事代として1食300円、おやつ代として1回100円、その他は実費を支払うものとする。

#### （その他の経費）

- 1 提供会員が相互援助活動にあたり、駐車場や各施設の入場料など有料施設を利用する

ときは、事前に依頼会員の了解を得るとともに、依頼会員は提供会員に対し、必要となった実費を支払う。

別表第2（第12条関係）

区分	金額
前日までの取消し	無料
当日（予定開始時刻前まで）の取消し	別表1に定める基準により算出された報酬額の半額
無断取消し	別表1に定める基準により算出された報酬額の全額

備考 台風や大雨による気象警報や自然災害（地震・津波）に伴う取消しの場合等、やむを得ない事由であると認められる場合の取消し料はかからない。